

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成30年7月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800037号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800014号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年*月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から平成13年11月まで
③ 平成14年10月から平成18年12月まで
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

私は、これまで6回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いのないので、私は何度でも異議を唱える。

再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、i) オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所であったとするコンビニエ

ンスストアでは、当時、国民年金保険料を納付（コンビニエンスストアでの納付は、平成16年2月開始）することはできないこと、iv) 請求期間は合計で*か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に平成28年8月30日、同年12月21日、平成29年6月8日、同年9月15日、同年12月15日及び平成30年3月19日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで6回通知されている。

また、請求者は、今回も請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いないとし、請求期間当時に取引があった金融機関として、「A銀行B支店（現・C銀行）」、「D銀行E支店」及び「F銀行G支店（現・H銀行）」を挙げているがいずれの銀行においても取引記録の保存期間は10年であり、当時の収納状況は不明であり、「A銀行」は、請求者が請求期間①及び②当時、居住していたI県J町（当時）及びK市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関ではなかったことから、当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800043号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800015号

第1 結論

昭和61年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から同年9月まで

前回、私は請求期間について、市役所か出張所で国民年金保険料の申請免除の手続を行ったとして訂正請求を行ったが、年金記録の訂正は認められなかった。

証拠はないが、免除の手続を行った記憶はあり、請求期間だけが免除に該当していないことに納得できないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者が昭和61年度当初の4月から国民年金保険料の免除の承認を受けるには、当該年度の7月までに申請免除手続を行う必要があったところ、請求者の請求期間直後の昭和61年10月から昭和62年3月までの期間は申請免除期間となっており、当該申請免除は、昭和61年12月4日に申請が行われ、同年12月24日に処理されていることがオンライン記録により確認でき、当該記録に不自然さはみられない上、昭和61年12月時点では、請求期間の国民年金保険料の申請免除を行うことができないこと、ii) 請求者が請求期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとすれば、請求者は、昭和61年7月までに申請免除を行ったことになるが、この場合昭和61年4月から昭和62年3月までの1年分の申請免除を行うことが可能であり、昭和61年度の国民年金保険料の免除の承認を受けるには、1回の申請免除手続で足りるにもかかわらず、昭和61年12月に当該年度の一部である昭和61年10月から昭和62年3月までの期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとは考えにくいこと、iii) 請求者は、請求期間の申請免除手続を何月頃に行ったか、全く覚えていないと陳述しており、請求者が昭和61年7月までに申請免除手続を行い、承認を受けていたと推認することができないことなどから、既に平成28年10月20日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回と同様、A市かB市の市役所又は出張所で請求期間に係る国民年金保

除料の免除手続を行ったとして、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間に係る請求者の国民年金保険料の免除に関する陳述は前回と同じであり、新たな事情は見当たらない。

また、請求内容においても、当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701122号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800064号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和26年4月から昭和29年3月まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録がないが、私は同社の経理事務担当だったので、給与明細書に厚生年金保険料の欄があったことを鮮明に記憶している。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に関する具体的な陳述及び同社の現在の取締役の陳述により、請求者は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者が名前を挙げたA社の請求期間当時の事業主並びに社会保険事務及び給与計算担当者は既に亡くなっている上、同社の現在の事業主からは回答を得られず、上記取締役は、請求期間当時の資料を保管していないことから、請求者の在籍期間及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年9月1日(以下「新規適用日」という。)であり、請求期間のうち新規適用日前の期間は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、新規適用日から昭和29年3月までの期間において、請求者及び請求者が名前を挙げた請求期間当時の複数の同僚の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。